

島原市社会福祉協議会における 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束の原則禁止、身体拘束は利用者の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある以下の内容の身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

身体拘束に該当する具体的な行為として

- ① 車いすやベッド等に縛りつける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

＜参考＞厚生労働省「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」